

注

6月は「所得証明書の交付」や「国民健康保険税の手続・納付相談」などで税務課、健康保険課窓口が混雑します。
混雑のなか長時間待つことを避けるため、各課にお越しの前にお電話で「混雑状況」や「手続きに必要なもの」をご確認ください。

令和2年5月

新型コロナウイルスの影響により納税(国民健康保険税含む)が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方※は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
 - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- (注) 猶予期間における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注)「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する町税(町県民税、固定資産税、国民健康保険税等)すべての税目が対象。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後(令和2年6月30日)、又は、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
下記の担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒901-1392 沖縄県島尻郡 与那原町字上与那原16番地

・町県民税、固定資産税、軽自動車税等について

与那原町税務課 (収納係) TEL 098-945-4477

・国民健康保険税について

与那原町健康保険課 (収納係) TEL 098-945-2204